

設計業務等標準積算基準書の運用について

- 1 内 容 静岡市では、設計業務等標準積算基準書の道路詳細設計（A）（B）について、下記のとおり標準歩掛の補正を追加する。
- 2 補正内容
- ・適用範囲
単独区間あたりの設計延長が 0.5km 未満の場合においては、原則次式によるものとする。（ただし、都市計画道路等の設計において、これによりがたい場合は適用しない。）
設計歩掛 = 標準歩掛 × (0.5 × 設計延長 (km) + α)
α = 設計延長 (km)
(ただし、設計延長が 0.1km 未満の場合は、α = 0.1 とする。)
※単独区間毎に算定し、計上する。
 - ・設計等における数値の扱い
設計業務等標準積算基準書（参考資料）のとおり。
- 3 適 用 日 平成 29 年 1 月 4 日（水）より適用する。
- 4 備 考
- ・本補正を適用した場合は、設計書の規格欄に（0.5km 未満補正有）と表示する。
 - ・道路詳細設計（A）（B）の標準歩掛の補正(12)は、従来通り適用する。